

- 意見提出手続」を再度クリックすること。
- イ 「県政に係る意見提出手続」コーナーの「案件名」欄の「熊本県 CALS / EC 基本構想（素案）」をクリックすること。
- (2) 熊本県土木部土木技術管理室（県庁行政棟本館 11 階）
- (3) 各地域振興局振興調整室及び土木部企画調査（景観）課並びに熊本土木事務所企画調査課
- (4) 熊本県情報プラザ（県庁行政棟新館 1 階）
- 4 意見の提出方法  
意見については、住所、氏名（匿名可、団体としての意見であれば団体名）、電話番号等を記入し、次の方法で送付すること。（様式は問わない）  
なお、電話や口頭による意見の提出は受け付けない。
- (1) 電子メールの場合 「ご意見送付フォーム」
- (2) ファックスの場合 FAX：096-381-0570 熊本県土木部土木技術管理室
- (3) 郵送の場合 〒862-8570 熊本県土木部土木技術管理室
- 5 意見の取扱い  
提出された意見については、後日、県の考え方を示し、県庁ホームページなどで公表する。その際、住所、氏名、電話番号などの個人情報を除き、意見の内容を公開する。  
なお、意見への個別回答はしない。
- 6 問い合わせ先  
熊本県土木部土木技術管理室  
〒862-8570 （県庁専用番号）熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号  
電話番号 096-383-1111 内線 6053、6054

### 熊本県公告第 867 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 15 年 12 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイレックス松橋店・エルバリュエ松橋店  
熊本県下益城郡松橋町大字松橋字浜田 29 番地 ほか 5 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
- (1) 設置する者  
有限会社ジャパントライサービス  
熊本県下益城郡松橋町大字松橋 29 番地 代表取締役 松本秀夫
- (2) 小売業を行う者  
サンクスジャパン株式会社  
佐賀県佐賀市高木瀬町長瀬 930 番地 代表取締役 西 直樹  
株式会社エル三和  
福岡市博多区金の隈二丁目 20 番 61 号 代表取締役 木下周三
- 3 大規模小売店舗を新設する日  
平成 16 年 7 月 11 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,624 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数  
131 台
- (2) 駐輪場の収容台数  
34 台
- (3) 荷さばき施設の面積  
220 平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
33 立法メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前 10 時 閉店時刻 午後 10 時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 9 時から午後 10 時 30 分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
3 か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後 8 時まで
- 7 届出年月日  
平成 15 年 11 月 10 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間